



東大阪労働基準監督署発表  
平成29年4月13日

### 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (クレーンの定期自主検査の未実施の疑い)

平成29年4月13日、東大阪労働基準監督署（署長 鈴木博司）は、有限会社神農物流及び同法人代表取締役Aを労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1 被疑者

- (1) 有限会社<sup>かみのぶつりゅう</sup>神農物流  
本店所在地（実質上） 東大阪市水走五丁目  
事業内容 産業廃棄物収集運搬業
- (2) 同法人代表取締役 A

#### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反  
同法第45条第1項  
クレーン等安全規則第34条第1項  
同法第120条第1号  
同法第122条（両罰）

#### 3 事件の概要

被疑者有限会社神農物流は、大阪府東大阪市水走五丁目に実質上の本店を置き、産業廃棄物の収集、運搬業を営む事業者、被疑者Aは同会社の代表取締役として同会社の業務全般を統括掌理するものであるが、被疑者Aは、同会社の業務に関し、同会社事業所において設置されているつり上げ荷重2トンの床上操作式天井クレーンについて、厚生労働省令の定めるところにより、設置後1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければならないのに、平成27年11月26日から平成28年11月25日ま

での間において、法定の除外事由がないのに、定期的に、自主検査を行わなかったものである。

#### 4 参考事項

平成28年11月26日、同会社の労働者Bが、当該天井クレーンを使用した作業中、バランスを崩したつり荷に接触し、死亡する災害が発生している。

## 関連条文

### **労働安全衛生法（抜粋）**

#### **（定期自主検査）**

**第四十五条** 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

#### **（罰則）**

**第二百十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第一百三条第一項の規定に違反した者

#### **（罰則）**

**第二百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### **労働安全衛生法施行令（抜粋）**

#### **（特定機械等）**

**第十二条** 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 三 つり上げ荷重が三トン以上（スタッカー式クレーンにあつては、一トン以上）のクレーン

#### **（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）**

##### **第十三条**

**3** 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

十四 　つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満(スタツカー式クレーンにあつては、〇・五トン以上一トン未満)のクレーン

(定期に自主検査を行うべき機械等)

第十五条　法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

- 一　第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等

**クレーン等安全規則（抜粋）**

(定期自主検査)

第三十四条　事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りではない。